

審 第 3 2 1 7 号  
答 申 第 2 9 8 号  
令和5年3月17日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年4月10日付け〇〇セ第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第267号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月10日付け〇〇セ第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年1月10日付け〇〇セ第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、「損害賠償請求事件に係る認否表の作成について」及び「損害賠償請求事件に係る答弁書の確認について」の起案文書の「2 概要」欄の情報を開示すべきである。

また、「第3回口頭弁論の概要について」の概要欄の5行目38文字目から8行目12文字目までの情報を開示すべきである。

- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「損害賠償請求事件に係る認否表の作成について」（以下「本件文書1」という。）、「損害賠償請求事件に係る打ち合わせ（第1回目）」（以下「本件文書2」という。）、「損害賠償請求事件に係る答弁書の確認について」（以下「本件文書3」という。）、「第2回口頭弁論の概要について」（以下「本件文書4」という。）、「弁護士打ち合わせの概要について」（以下「本件文書5」という。）、「第3回口頭弁論の概要について」（以下「本件文書6」という。）、「弁護士打ち合わせ（第3回目）報告書」（以下「本件文書7」という。）及び「第4回口頭弁論の概要について」（以下、「本件文書8」といい、本件文書1～7と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年4月10日付け〇〇セ第〇〇号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

#### イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ、2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

- (2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 文書の特定

千葉県〇〇センター（以下「〇〇センター」という。）は、従前、保存期間内であるにもかかわらず、行政文書を所在不明の状態にしたり、廃棄を行ったり、廃棄したのに廃棄記録を作成していなかったりしてきたことから、文書の特定については俄かには措信しがたい。

#### イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

- (ア) 条例第17条第6号ロは、争訟に関する情報を一律に不開示とするものではなく、争訟に係る事務に関することに加えて、開示することにより、他の地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示とする旨を規定したものである。処分庁は、通知書でも弁明書でもともに、県の訴訟当事者としての地位を害するおそれの態様が不開示に足るまでの不当があることにつき何らの主張もしておらず、ただ県の訴訟当事者としての地位に悪い意味で変動を来すおそれがある情報であることを以て不開示としたものであるから、明らかに条例第17条第6号ロには該当しない。

弁護士とのやり取りについては、訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、全面的に不開示とすることは、条例第1条、3条、15条1項、17条本文の規定及び条例全体の精神に違反する。

審査請求人である原告の人権については〇〇による被害者の人権を擁護するために条例第19条の規定により裁量的開示を実施すべきである。

口頭弁論の概要については、審査請求人は、原告として当該期日に出席しているのであるから、その口頭弁論の概要を記録した行政文書の情報であれば全部を開示すべきである。さらに言えば、現に係争中である〇〇地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件（以下「本件訴訟」という。）の遂行に影響を与えうる情報であることを以て不開示とすることは許されない。

開示された情報が証拠となって行政が敗訴したり、違法性・故意過失等を認められる可能性があるないし高くなるとしても、それを以て不開示とすることが相当でないことは明らかである。

(イ) 認否表作成のための起案文書のうち、概要欄については、開示請求者である審査請求人が原告となった訴訟の概要であることから、当該訴訟の概要は当然に把握しているというべきであり、それを開示したとしても、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針そのものを明らかにすることになどならない。そして、認否表の案文についても、認否は準備書面等により明らかになっているものであり、県の主張を整理したものにはすぎないというのであるから、それを開示したとしても、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針そのものを明らかにすることになどならない。

(ウ) 答弁書の案とされるものについては、修正意見がないのであるから、これを開示したとしても、開示請求者である審査請求人が原告として当該答弁書を受領している以上、不開示の保護には値しない。

#### ウ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

### 4 実施機関の弁明要旨

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である

#### (2) 処分の内容

##### ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

##### イ 対象文書の特定及び内容について

本件開示請求を受け、前記2(2)のとおり本件文書を特定し、本件決定を行った。

本件文書の内容は、いずれも千葉県と審査請求人が訴訟当事者として現に係争中である本件訴訟に関して作成されたものであり、争訟に係る事務に関する文書である。

(3) 処分の理由（部分開示の理由について）

ア 不開示部分について

本件文書のうち、別表の「不開示部分」に示した部分について、条例第17条第6号ロに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 本件文書1の条例第17条第6号ロ該当性について

本件文書1は本件訴訟に関する認否表を作成するための起案文書であり、2頁の「概要」欄及び3頁から13頁の認否表の案文には、本件訴訟に関する県の主張を整理した内容が記載されている。

このような情報を訴訟当事者である審査請求人に開示することは、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針そのものを明らかにすることになる。

ウ 本件文書2、本件文書5及び本件文書7の条例第17条第6号ロ該当性について

本件文書2、本件文書5及び本件文書7の不開示部分には、弁護士及び県関係者間での打ち合わせ結果を記録した相談記録が記載されている。

これらの不開示部分を明らかにすると、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針を明らかにすることになる。

エ 本件文書3の条例第17条第6号ロ該当性について

本件文書3は弁護士が作成した答弁書の案について修正箇所等がないか検討するための起案文書である。

不開示とした答弁書の案はまだ推敲段階のものであり、実際に提出した答弁書の内容そのものではない。このような情報を開示すると、今後、準備書面の作成、検討などに不都合を来たし、本件訴訟への対処方針の策定に困難を来たす。

オ 本件文書4、本件文書6及び本件文書8の条例第17条第6号ロ該当性について

本件文書4、本件文書6及び本件文書8はいずれも口頭弁論の概要を記録した文書であり、期日に出席できなかった職員も含めて、担当者間で本件訴訟に関する情報を共有するために作成されたものであるが、一部に弁護士との打合せ内容が記載されている。

本件文書4及び本件文書8で不開示とした部分には、弁護士との打合せ内容が記載されており、本件文書6の不開示部分には、現在係争中の本件訴訟の遂行に影響を与えうる情報が記載されている。

このような情報を開示すると、本件訴訟についての対処方針の策定やそのための準備に必要な情報共有に困難を来し、ひいては県の本件訴訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえる。

#### (4) 弁明の内容

##### ア 処分の妥当性について

(ア) 審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である」と主張しており、要するに、対象文書の特定が不十分であり他に本件請求の対象となる行政文書が存在する旨を主張しているものと解される。

本件審査請求人が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討について、〇〇センターが作成ないし取得した審査請求人の自己情報が記載された行政文書は、前記2(2)のとおり、審査請求人に対し既に部分開示決定を行ったもののみであり、これらの文書以外に、審査請求人の請求内容を含む行政文書を作成・取得したことはない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

##### (イ) 条例第17条に定める不開示情報の該当性について

審査請求人は、本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの不開示情報にも該当しない旨を主張する。しかしながら、本件不開示部分が、いずれも同条第6号ロに定める不開示情報に該当することは前記(3)イからオのとおりであり、これらの情報を開示することは、今後、県の本件訴訟に対する対処方針の策定や、その準備のための弁護士及び担当者間の情報共有に困難を来し、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえるから、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、たとえ同条第2号、第3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書きに全て該当する旨を主張するが、本件決定は、いずれも不開示部分が同条第6号ロに該当することを理由としたものであり、同条第2号ないし第3号該当性については、本件決定とは関連がないため、審査請求人の主張には理由がない。

##### (ウ) 条例第19条の該当性について

審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第19条に該当する旨を主張する。しかしながら、当該情報を不開示とすることにより保護すべき利益を上回る、審査請求人の権利利益の保護の必要性を特に認めるべき具体的事実についての記載がなく、開示の必要性は認められない。

##### イ 結論

以上のとおり本件決定には何ら違法・不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおりに本件開示請求に係る個人情報を特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおりに、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

### (2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じてあらためて〇〇センターに文書の探索を行なったところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を〇〇センターにおいて保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 本件決定の不開示情報について

本件文書で不開示とされた情報については前記4(3)イからオのとおりであります。

### (4) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関は、本件文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ロに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

ウ 本件文書1の不開示情報について

- (ア) 本件文書1は本件訴訟に係る認否表の提出に関する起案文書であると認められ、認否表の案文が添付されている。
- (イ) 本件文書1の起案文書の伺い文で不開示とされた情報は「2 概要」欄であり、本件訴訟の概要が記載されている。また、認否表の案文で不開示とされた情報は「認否（県の主張）」欄及び「備考（根拠法令等）」欄であり、本件訴訟に関する県の主張を整理した内容が記載されている。
- (ウ) 審議会で見分したところ、起案文書の伺い文の「2 概要」欄の情報は本件訴訟についての審査請求人の主張をまとめた客観的事実のみが記載されており、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号口に掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第6号口には該当せず、開示が相当である。

- (エ) しかし、認否表の案文は本件訴訟において、原告の主張に対しての県の主張を整理するために作成された表であると認められ、不開示部分には県の認否に関する案及びその根拠となる情報等が記載されている。当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号口に該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

#### エ 本件文書2及び本件文書7の不開示情報について

- (ア) 本件文書2は損害賠償請求事件に係る打ち合わせ（第1回目）の議事録であると認められる。また、本件文書7は弁護士打ち合わせ（第3回目）の報告書であると認められる。
- (イ) 本件文書2及び本件文書7で不開示とされた情報は「1 概要」欄及び「2 弁護士からの確認事項」欄である。「1 概要」欄には弁護士との打合せの結果概要が記載されており、「2 弁護士からの確認事項」欄には弁護士から確認依頼のあった事項が記載されている。
- (ウ) 審議会で見分したところ、当該情報は訴訟に対処するための打合せの結果等が記載されており、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

オ 本件文書3の不開示情報について

(ア) 本件文書3は本件訴訟に係る答弁書の提出に関する起案文書であると認められ、答弁書の案文が添付されている。

(イ) 本件文書3の起案文書の伺い文で不開示とされた情報は「2 概要」欄であり、本件訴訟の概要が記載されている。また、答弁書の案文で不開示とされた情報は冒頭の(案)の表記以外の全てである。

(ウ) 審議会で見分したところ、起案文書の伺い文の「2 概要」欄の情報は本件訴訟についての審査請求人の主張をまとめた客観的事実のみが記載されており、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号ロに掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロには該当せず、開示が相当である。

(エ) しかし、答弁書の案文は本件訴訟において、原告の主張に対しての県の答弁書を作成するための推敲段階の案文であると認められる。当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

カ 本件文書4及び本件文書8の不開示情報について

(ア) 本件文書4は第2回口頭弁論、本件文書8は第4回口頭弁論の概要についての報告書であると認められる。本件文書4及び本件文書8で不開示とされた情報は各本件文書の「弁護士との打合せ」欄である。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書4及び本件文書8の「弁護士との打合せ」欄には各口頭弁論に関する弁護士との打合せ内容が記載されており、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

キ 本件文書6の不開示情報について

(ア) 本件文書6は第3回口頭弁論の概要についての報告書であると認められる。本件文書6で不開示とされた情報は第3回口頭弁論の「概要」欄の一部及び「弁護士との打合せ」欄である。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書6で不開示とされた情報には、本件訴訟の口頭弁論の概要及び弁護士との打合せ内容が含まれると認められる。そして、「概要」欄には、口頭弁論期日の裁判所、原告及び被告の言動が記載されている。

(ウ) このうち、「概要」欄の5行目38文字目から8行目12文字目までは、口頭弁論期日の原告の主張及びそれに対する被告の訴訟代理人弁護士の回答が記載されたものである。当該情報については、審査請求人が本件訴訟の口頭弁論に出席していることから、当該情報が開示されたからといって、本件訴訟の一方当事者である県における情報共有及び本件訴訟に係る対処方針の策定に支障が生じ、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえず、条例第17条第6号ロに掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロには該当せず、開示が相当である。

(エ) 次に、本件文書6で不開示とした情報のうち、その余の情報には、口頭弁論における言動を実施機関で評価した内容及び口頭弁論に関する弁護士との打合せ内容が記載されている。

当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

ク 本件文書5の不開示情報について

(ア) 本件文書5は弁護士打ち合わせの概要についての報告書であると認められ、準備書面の案文が添付されている。本件文書5で不開示とさ

れた情報は報告書の「概要」欄及び準備書面の案文の全部であると認められる。

(イ) 審議会で見分したところ、報告書の「概要」欄には弁護士との打合せ結果が記載されている。また、準備書面の案文には審査請求人の主張に対する認否や反論及び県の主張等が記載されている。当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

#### (5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

#### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 4月10日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月24日	審議（令和4年度第4回第2部会）
令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

別表

文書番号	行政文書名	不開示部分
本件文書 1	損害賠償請求事件に係る認否表の作成について	伺い文「2 概要」欄
		認否表 認否（県の主張）欄
		認否表 備考（根拠法令等）欄
本件文書 2	損害賠償請求事件に係る打合せ（第1回目）	「1 概要」欄
		「2 弁護士からの確認事項」欄
本件文書 3	損害賠償請求事件に係る答弁書の確認について	伺い文「2 概要」欄
		答弁書の案文
本件文書 4	第2回口頭弁論の概要について	「弁護士との打合せ」欄
本件文書 5	弁護士打合せの概要について	「概要」欄
		準備書面（1）の案文
本件文書 6	第3回口頭弁論の概要について	「概要」欄のうち（5行目～8行目）
		「弁護士との打合せ」欄
本件文書 7	弁護士打ち合わせ（第3回目）報告書	「1 概要」欄
		「2 弁護士からの確認事項」欄
本件文書 8	第4回口頭弁論の概要について	「弁護士との打合せ」欄